

【R7国道17号上尾道路2期鴻巣地区詳細修正設計他業務】

評価項目	評価の着目点 判断基準	評価の ウエイト
管理技術者の経験及び能力	資格要件	
	技術者資格	
	(様式-3) 技術者資格を以下の項目で評価する。 なお、各々の資格の詳細については4.(2)2)ア)による。 ①・技術士 ②・国土交通省登録技術者資格(公示日までに登録された資格)(施設分野: 道路-業務:設計) ③・RCCM(上記②を除く) ・土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)(上記②を除く)	① 4 ② 3 ③ 1
継続教育取組実績	CPDの取得状況	
	(様式-3) CPDの取得状況について以下の項目で評価する。 ① 建設系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている者。 ② 上記以外	① 1 ② 0
業務経験	業務実績	
	(様式-3) 同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。 ①・同種業務の実績を有する者。 ・同種業務に関する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による実績の認定を受けた者。 ・同種業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。 ②・類似業務の実績を有する者。 ・類似業務に関する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による実績の認定を受けた者。 ・類似業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。	① 8 ② 4
専門技術力	業務成績	
	入札説明書(共通事項)4.(5)2)ア)に示す実績の平均技術者評定点等を以下の順位で評価する。 評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がありながら、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。 また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。 1) 国交省等発注の実績 2) マネジメントした実務経験 又は 地方自治体等の受注実績を評価する試行 なお、上記2)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)又は2)の実績がない場合は⑥として評価し、加点しない。 ① 80点以上 ② 79点以上80点未満 ③ 78点以上79点未満 ④ 77点以上78点未満 ⑤ 76点以上77点未満 ⑥ 60点以上76点未満	① 17 ② 14 ③ 10 ④ 7 ⑤ 3 ⑥ 0
	令和5年度に完了した業務について、担当した国交省等発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の技術者評定点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、管理(主任)技術者又は担当技術者とする。	- 5

【R7国道17号上尾道路2期鴻巣地区詳細修正設計他業務】

評価項目		評価の ウエイト
評価の着目点	判断基準	
	優良表彰 (様式-3) 入札説明書(共通事項)4.(5)2)イ)に示す優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を以下の順位で評価する。 なお、評価対象業務の業種区分は4.(1)1)ア)に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ① ・ 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、局長より受けた経験がある者。 ・ 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。 ② ・ 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。 ・ 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞を受けた経験がある者。 	① 3 ② 2
照査技術者の経験及び能力		
	資格要件 技術者資格 (様式-4) 技術者資格を以下の項目で評価する。 なお、各々の資格の詳細については4.(2)2)カ)による。 <ul style="list-style-type: none"> ① ・ 技術士 ② ・ 国土交通省登録技術者資格(公示日までに登録された資格)(施設分野:道路-業務:設計) ③ ・ RCCM(上記②を除く) ・ 土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)(上記②を除く) 	① 3 ② 2 ③ 1
	継続教育取組実績 CPDの取得状況 (様式-4) CPDの取得状況について以下の項目で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 建設系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている者。 ② 上記以外 	① 1 ② 0
	業務経験 業務実績 (様式-4) 同種又は類似業務の実績を以下の項目で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 同種業務の実績を有する者。 ② 類似業務の実績を有する者。 	① 3 ② 1
	専門技術力 業務成績 入札説明書(共通事項)4.(5)2)ア)に示す実績の平均技術者評定点を以下の順位で評価する。 評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がありながら、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。 また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 国交省等発注の実績 2) 地方自治体等の受注実績を評価する試行 なお、上記2)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)又は2)の実績がない場合は⑥として評価し、加点しない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 80点以上 ② 79点以上80点未満 ③ 78点以上79点未満 ④ 77点以上78点未満 ⑤ 76点以上77点未満 ⑥ 60点以上76点未満 	① 10 ② 8 ③ 6 ④ 4 ⑤ 2 ⑥ 0

【R7国道17号上尾道路2期鴻巣地区詳細修正設計他業務】

評価項目		評価のウエイト
評価の着目点	判断基準	
実施方針・実施フロー・工程計画・その他（様式-8）		
業務理解度（課題、着目理由）	<p>業務を履行するうえでの課題及びその理由が適切であり、業務目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</p> <p>なお、課題については、最も重要と考えられるものを1項目記載することとし、2項目以上記載した場合、又は複数の課題を1項目として記載した場合は、加点しない。</p>	15
対応方針	<p>課題、着目理由を踏まえ、適切な対応方針が記載されており、本業務の履行にあたって有効性が高い場合に優位に評価する。</p>	15
実施フロー	<p>業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。</p>	10
工程計画	<p>業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。</p>	10
	<p>仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。</p> <p>また、以下の場合は技術提案書を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合。 ・様式-8に示された記載様式に適合しない（課題、着目理由、対応方針、実施フロー、工程計画以外の内容を記載した場合を含む。）技術提案書である場合。 	-
賃上げの実施に関する評価		
	<p>入札説明書（共通事項）17.（6）に示す賃上げの実施について、以下のいずれかで評価する。</p> <p>①・入札説明書（共通事項）17.（6）1）を満たす賃上げ表明書を提出している。</p> <p>②・上記以外</p>	<p>① 6</p> <p>② 0</p>

予定価格	38,790,000	(消費税抜き)
調査基準価格	31,150,000	(消費税抜き)
価格点の満点	60	

入札調書(総合評価落札方式)

- 1. 件名 R7国道17号上尾道路2期鴻巣地区詳細修正設計他業務
- 2. 所属事務所 大宮国道事務所
- 3. 入札日時 令和7年4月30日 11:00～

業 者 名	技術評価点の内訳					履行確実性度	技術評価点合計(A)	第1回			備考	摘要
	予定技術者の資格及び実績等	予定技術者の成績及び表彰	賃上げの実施に関する評価	実施方針	評価テーマ			入札価格	価格評価点(B)	評価値(A)+(B)		
評価のウェイト	11.3	16.9	3.3	28.3	0.0		60.0000	—	60.0000	120.0000		
(株)ドーコン	11.3	13.5	3.3	19.2	0.0	1.00	47.5471	31,150,000	11.8174	59.3645		
セントラルコンサルタント(株)	10.1	14.7	3.3	19.2	0.0	1.00	47.5471	31,150,000	11.8174	59.3645		
(株)総合技術コンサルタント	11.3	14.1	3.3	24.9	0.0	1.00	53.7735	31,150,000	11.8174	65.5909		落札
(株)道路建設コンサルタント					0.0			辞退				

※「技術評価点の内訳」の各項目の評価点は小数第2位を切り捨てて算出しているため、各項目の和に「履行確実性度」に係る係数を乗じたて求めた値と、技術評価点合計(A)の値は合致しません。
 ※評価値(A)+(B)は、端数処理を行う前の技術評価点と価格評価点の和に対し、少数第5位以下を切り捨てて算出しているため、技術評価点合計(A)+価格評価点(B)と合致しない場合があります。

入札金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。